



平成 27 年 10 月 18 日(日) ひがし区民まつりにて、こどもたちに書いてもらった [将来の夢] 「好きな言葉」を集めた翼ボードホームページに掲載、拡大して見られます。

名古屋税理士会 名古屋東支部

〒461-0025 名古屋市東区徳川一丁目15-30 名古屋リザンビル内三菱東京UFJ銀行東支店3階 TEL (052) 935-5439 FAX (052) 935-6329 http://www.tax-higashi.jp/

税理士会名古屋東支部 支部長挨拶

東区民の皆様、こんにちは。

平成27年5月より名古屋税理士会名古屋東支部支部長を拝命しております、末松昌樹と申します。広報紙「翼」は、区民の皆様に税に関する情報を提供し、また私たちの税理士としての活動を紹介する目的で、毎年一度発行させていただいております。

名古屋税理士会名古屋東支部は、名古屋市東区において260名ほどの税理士会員と24社の税理士法人会員で構成され、税理士業務はもとより地域の各団体と連携を取りながら、東区の税務行政を支える立場として活動しております。具体的な活動内容といたしましては、名古屋東税務連絡協議会の一員として税に関する行事の運営を担い、また授業の一環として東区内の小中学校および高等学校を対象に「租税教室」を開催し、児童生徒の租税知識の向上を目的とした地域の租税教育に取組んでおります。毎年10月に開催されます「ひがし区民まつり」ではブースを設置し、税金クイズやゲームコーナーを設け、地域の皆様と、

とても楽しく交流をさせていただいております。

平成27年1月1日から相続税法が大きく改正されたのを受け、平成27年12月1日より「相続税務相談室」を開設いたしました。東区民の皆様の「相続税について相談したい」という声に応えるため、私ども名古屋税理士会名古屋東支部は、相続税や贈与税の相談をお引き受けいたします。

私たち税理士は、税の専門家として地域の皆様のあらゆる税に関するご相談にお応えし、地域の皆様に貢献してまいります。区民の皆様との交流により私たち税理士を暮らしのパートナーとしていただければ幸いです。



名古屋税理士会名古屋東支部 支部長 末松 昌樹

平成27年度名古屋東支部開催の行事

● 平成27年10月18日(日) ひがし区民まつり

記/北嶋 亜由美 会員

名古屋税理士会名古屋東支部では、平成18年より、「地域広報を行い、租税知識の普及に努める」の支部運営方針に基づき、東区の区民まつり(なごやかまつり・ひがし)に参加しています。

昨年も10月18日(日)最高気温27度を記録した快晴の青空の下で、建中寺公園にて「税理士とふれあおう!」をテーマに、9回目の参加をさせて頂きました。私ども税理士は区民まつりを、区民の皆様と接し税理士の存在や税金について知って頂く貴重な場と考えています。

出展したブースでは、子供向けから大人向けまでの税金クイズやじゃんけんを交えた「すごろくゲーム」を行いました。昨年以上の長蛇の列ができるほどの大盛況となり、ゲームや賞品の内容に喜んで頂くことができました。この「すごろくゲーム」が、区民の皆様が税金の仕組み等を理解して頂く一助となれば幸いです。



また今年は列に並んで頂いている間、お子さんに、将来 の夢や、好きな言葉を書いてもらい、翼ボードを完成させ ました。昨年と比べて、列に並んで頂く間の待ち時間を楽 しく過ごしてもらうことができたと思います。

さらに、恒例となりました当支部ウクレレ隊(衣浦ー 番)が建中寺前のロードステージにて演奏を披露しまし た。業務の合間を縫って練習を重ねてきた腕前に多くの 方々から賞賛のお声をお寄せ頂きました。

今秋もこの区民まつりに出展を予定しています。我々 は、昨年以上に区民の皆様が少しでも税理士の存在や税金 について知って頂き、ブースを楽しんで頂けますよう努め て参ります。







税金のこと、 知ってもらいに 私たちが行きます!

租税数室

























Seminar



上記以外の開催学校

平成28年2月5日 担当講師 川村 美香 会員 砂田橋小学校

平成28年2月10日 東桜小学校

担当講師 担当講師 古川 洋光 会員 宇佐美 貞幸 会員

平成28年2月10日 愛知商業高等学校 名古屋税理士会名古屋東支部では社会貢献及び税理士を皆様に知っていただくために「租税教室」を開催し、主に 東区内の小学校、中学校、高等学校へ税理士を派遣し税金に関する授業を行っています。内容は、税金の仕組み、 税金の種類、税金の必要性および日本の財政にまで及びます。難しそうな内容ですが、小学生から大学生までそれ ぞれに解りやすく説明しています。「租税教室」を機に税金と税理士を身近に感じていただきたいと思います。































無料税務相談会を開催しました

平成 27 年 11 月 19 日(木)・20 日(金) カルポート東・市民ギャラリー矢田

毎年11月11日から17日まで全国的に「税を考える週間」が設けられており、この期間中、国民の皆様に税の仕組みや目的を考えていただき、税に対する理解を深めていただいています。東区においてもナゴヤドーム近くのカルポート東・市民ギャラリー矢田で、小・中・高校生の税に関する習字、ポスター・標語、作文が展示されました。将来の日本を背負う若者の税に対する知識の豊富さ、そして税が私

たちの生活を支えていることへの真摯な 思いが伝わり大変心強く感じられまし た。

この週間の行事の一環として、東区でお世話になっている私たち名古屋税理士会名古屋東支部も、納税啓発活動を行っている名古屋東税務連絡協議会主催行事として、昨年に引き続きカルポート東で11月19日、20日の2日間にわたって無料税務相談会を開催いたしました。税に関する一般的な相談会で、特に税金の種類にこだわることなく幅広く対応させていただきました。





記/河村 裕明 会員



私も初日に相談員として参加しました。相談内容としては所得税や贈与税にまつわるものが中心となりました。また皆様ご承知のように平成27年から相続税の基礎控除及び税率が改正されたことによる納税への関心が高まったことを受けて、身内の相続に関する相談案件も見受けられました。

東区は名古屋の中心地にほど近いということもあり、比較的高額な不動産を保有されていらっしゃる方が多い土地柄です。そこで、相続税や贈与税についての疑問や不安をお持ちの方もいらっしゃるのではないでしょうか。税理士会においても、そういった疑問や不安に対応させていただくために無料相談会を開催し、できるだけ多くの区民の皆様との接点を高めるべく日々努力しています。

今後も税に関するご相談は名古屋税理士会名古屋 東支部、巻末の「あなたの町の税理士さん」にお気 軽にお尋ね下さい。

名古屋税理士会 名古屋東支部 「相続税務相談室」開設のお知らせ

平成27年1月1日から相続税法が大きく改正されました。

たとえば、基礎控除額は約20年ぶりに引き下げられ、 税率区分や最高税率の引き上げの他、さまざまな点が変わりました。

特に、基礎控除額が引き下げられたことにより、 遺産の評価額が基礎控除額を超えるケースが増え、 これまでよりも相続税の申告件数が増加するとマスコミで報道されています。

「相続税について、わからないことを相談したい!!どこで?」

そのご希望に応えるため、私ども名古屋税理士会 名古屋東支部は、 平成 27 年 12 月 1 日に「相続税務相談室」を開設しました。

相続税や贈与税の計算の仕組み、課税対象となる財産の評価の仕方、 債務控除の内容などおわかりにならないことについて、 無料で相談をお引き受けします。

留意事項

ただし、①現在、税理士が関与されていない方を 対象とし、②個別具体的な相談や業務のご依頼 については、「有料」で相談員と個別に業務の契 約をして頂きます。

※個別具体的な相談や業務とは、たとえば、被相 続人(お亡くなりになられた方)の相続税の対 象となる財産の評価や税金の計算、申告書の 作成、税金を計算する上での特例適用の有利 不利の判定、生前の相続税対策などです。

なお、相続財産の相続人間での分割トラブルなど民法上の相談には応じられませんので、ご 了承下さい。

以上をご理解頂いた上で、相続税のご相談や 業務のご依頼を希望される方は、どうぞ、名古屋 税理士会 名古屋東支部までご連絡下さい。



名古屋税理士会 名古屋東支部 事務局

名古屋市東区徳川 1 丁目 15 番 30 号 三菱東京 UFJ 銀行東支店 3 階 ※市バス東区平田町下車が便利です。

☎ 052-935-5439 月~金 10:00~16:00

と共に 歩み共に 理成 長 でありた 41

名古屋税理士会 名古屋東支部会員



者である私の父でした。

私が税理十を目指したきっかけは、経営

幼い頃から経営者としての大変さや孤独 さと必死で戦う父の後ろ姿を見て育ってき たため、少しでも父の役に立ちたいと思 い、30歳の時に税理士を目指しました。

運がいいことに努力してきたものはその まま実となり、短期間で税理士試験に無事

合格することができました。

残念ながら税理士試験の受験中に父は亡くなり、税理士として父を支援することはできませんでした。

父亡き後は税理士としての目標を失ったかのように思え一度は税理士としての道を諦めかけましたが、父のように必死で戦っていらっしゃる経営者様の最も身近な相談相手としてお力添えできる税理士になりたい・経営者様と共に歩み共に成長できる税理士でありたいという思いを胸に日々精進しております。

税務・会計に関することはもちろん、どんな些細なことでも「困ったらあの税理士に聞いてみよう」と思っていただける存在でありたいため、「常に誠実であれ。常に謙虚であれ。常に勤勉であれ。」を心掛けております。

税理士のお仕事ってご存知ですか?

税理士は

●税務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正 ・決定などに不服がある場合の申立て、その他 について代理し、税務調査に立会います。

●税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務 署などに提出する書類を納税者に代わって作成し ます。

●e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

●税務相談

税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、相談に応じます。

名古屋税理士会 名古屋東支部会員



末松 azuma Suematsu

和真

真会員

10代、20代の学生は、税理士と直接関わる機会がないため、税理士に対して明確な職業イメージを抱いている方は少ないと思います。

私は家族が税理士ということもあり、他の学生よりは税理士は身近な存在でした。 しかし、私自身も税理士を目指す前は「税金を計算する人」くらいのアバウトなイメー

ジしか持っていませんでした。

実際に税理士として仕事をしてみると、こんなに魅力的な職業が学生に 認知されていないのはもったいないと感じました。

一般企業に勤めると、零細企業でない限り社長と 1 対 1 で直接対話する機会は少ないと思います。税理士は、基本が社長とのやりとりなので、様々な業界の経営者の生の声を聞くことができ、会社の経営に携わることができます。今後は、AI(人工知能)の発達によって、税理士・会計士が淘汰されるのではとメディアでは言われています。確かに、AIにより記帳代行や事務作業のオートメーション化が飛躍的に進んでいくものと思います。しかし、経営者に経営や税務のアドバイスができるのは税理士だけであり、デジタル化の波に柔軟に対応できれば、税理士が中小企業経営者にとって一番身近で頼れる存在であることは今もこれからも変わらないと思います。

これから来るデジタル化やグローバル化に柔軟に対応するためには若手の税理士の存在が不可欠だと思います。現在 10 代、20 代の学生に税理士の存在を知ってもらい、一人でも多くの人に税理士を目指して欲しいと思っています。私自身も多様化する環境にも柔軟に対応できる若手税理士になりたいと思っています。

「納税者に代わって税務の仕事をする税の専門家」です

●会計業務

税に財作帳代他す行財務成簿行財るいる。の、務業すの計帳の関を

●会計参与

●補佐人

●社会貢献

税を考える週間や所得税確定申告の時期に、無料で税務相談を行っています。また、地方公共団体の外部監査制度や裁判所の民事・家事の調停制度、成年後見制度などに積極的に参画し、さらに、租税教育への取り組みなど、税理士の知識を活かして地域社会に貢献しています。

未 (を担う学: 理 士 達 のに 在 を 知 ほ 41